

避難された皆様へ福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部
平成23年4月28日（木）（県外版）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を提供いたします。
今後の生活再建に向けた取組みへご活用ください。

知事メッセージ（東日本大震災発生から1か月後の4月11日付けメッセージ）

県民の皆さんへ



大地震から1か月となりました。

福島県は地震、津波で多くの尊い命、財産を失い、さらに原発の事故により甚大な被害を被りました。

被災された方々をはじめ県民の皆さんが1ヶ月もの長期間にわたり、つらい思いの中で大変な御苦勞をされていることに胸が裂ける思いで、言葉もありません。一刻も早い事態の収束を願うばかりです。

皆さんにはそうした不安の中にも冷静に行動していただき、心から感謝を申し上げます。この間、県内の皆さん、そして全国の方々や団体、自治体などから、県民の受け入れや物資等の提供、避難所支援活動など、心温まる御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、自衛隊や警察・消防の皆さんの救助活動や捜索活動、原発事故の対応など、死力を尽くして懸命な活動をされていることに対し、心から敬意を表します。

さらに、マスコミの皆さんには、避難所の皆さんや全国に向けて、きめ細かに心のこもった情報を提供していただき、心から感謝を申し上げます。

国・事業者はこれまで、原子力発電は何重にも安全対策が施されているから、絶対安全だと言い続けてきました。

裏切られた思いです。

私は、国、事業者に対して、一刻も早い事態の収束を重ねて強く求め続けていきます。

しかし、残念ながら、未だ収束の兆しは見えてきません。

私は、就任以来、産業の振興と雇用の確保による活力ある福島県づくりに心血を注いでまいりました。

今、本県経済は農林水産業、製造業、観光をはじめ、あらゆる分野で想像だにできない大きな被害に直面しており、悔しい思いでいっぱいです。

県では、避難されている方々のために、当面の生活資金や義援金が一日も早くお手元に届くよう努力をしています。

また、避難所生活が長期にわたることから、旅館、ホテルなどの二次避難所への移転や仮設住宅の建設を急いで進めています。

さらに地域コミュニティの確保と十分な行政サービスの提供のため、移転を余儀なくされている双葉郡8町村の行政機能の回復に向け、職員を派遣しているほか、市町村総合支援チームを設置し、これら町村の活動を支援しているところです。

避難している子どもたちが、一日も早く就学できるよう転入学手続きを簡素・弾力化し、空き校舎・空き教室等を活用した授業を再開するとともに、サテライト方式による県立高校の開設も急ぎ進めております。

放射線の影響については、大気や水道水のモニタリングをきめ細かく実施し、その結果を随時皆さんにお知らせをするとともに、放射線健康リスク管理アドバイザーの知見に基づき、正しい情報の迅速な提供に努めているところです。

農産物の安全性については、先日、会津・南会津地方の原乳の出荷制限が解除されるなど、出荷再開に向けた動きもあります。

学校や職場では新たな年度がスタートしました。

これから一歩ずつ元気な福島県を取り戻していかなければなりません。

そうした中、県内各地に「がんばろう！」という気運がわき上がり、また、全国各地で福島県の応援団が生まれ、大変ありがたく、大いに勇気をいただいています。

災害からの復興までには、長い時間が必要となるかもしれません。

それでも、私は、「一日も早く、生まれ育った地域に戻りたい。」という県民の皆さんの切なる思い、子どもたちの輝く瞳に応えるため、あらゆる手立てを尽くして全力で取り組んでまいります。

菅総理には、地震と津波による被害の復旧支援とともに、原子力災害に関しては、応急対策、復旧対策、復興対策を進める新たな特別法を制定して、国が全責任を持って損害賠償、地域の再生に対応するよう、再三に強く要請しているところです。

今回の震災被害を跳ね返し、県民の皆さんが未来のふくしまに希望を持つことができるよう、本日、新たなプロジェクトチームを立ち上げ、本県独自の復興ビジョン・復興計画を策定しながら、復旧・復興への取組みを迅速に進めてまいります。

「新生ふくしま」に向かって、市町村と一体となり、一歩一歩力強く、ねばり強く歩んでいきたいと考えています。

県民の皆さん、頑張りましょう。

福島県知事 佐藤 雄平

お知らせ・お願い

市町村への連絡のお願い

被災され避難している皆様に、避難の前にお住まいになっていた市町村へ現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いしています。

連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、双葉郡にお住まいになっていた皆様は、

『福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター』へ、至急、ご連絡をお願いします。

◆ 0120-006-865 (フリーダイヤル)
【受付時間：8時00分から22時00分まで(毎日)】

※なお、避難所へ入所されている方の情報については、上記フリーダイヤルにお問い合わせ願います。

生活支援情報

1 災害義援金について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金(国義援金)及び県へ寄せられた義援金(県義援金)を配分いたします。

詳細については「[義援金配分申請のお知らせ\(9ページ\)](#)」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

- 各市町村 別紙市町村問い合わせ先一覧をご確認ください。
- 福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

2 被災者生活再建支援制度について

(地震・津波で被害に遭われた方が対象)

【支援内容】

- 今般の東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。
- 支援金は2種類あります。
 - ・ **基礎支援金** (住宅の被害程度に応じて支給するもの)
全壊等 100万円 大規模半壊 50万円
 - ※ 被災した住宅は、持ち家だけでなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。
 - ・ **加算支援金** (住宅の再建方法に応じて支給するもの)
建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(民間) 50万円

【申請手続き】

申請手続きの原則は①ですが、今回の災害が前例のない大規模災害であることから、②の弾力的な運用を行っています。また、基礎支援金を先に申請することができます。

〈①原則〉

- 申請窓口：市町村
- 申請時の添付書類：「基礎支援金」→り災証明書、住民票、預金通帳の写し
「加算支援金」→契約書（住宅の購入、賃貸借）の写し
- 申請期間：災害発生日から、基礎支援金は13か月以内、加算支援金は37か月以内

〈②弾力的運用（今回の地震に限る運用）〉

☆り災証明書

り災証明書がなくても、一見して住宅全部が倒壊しているなど確認できる写真を持参していただければ、り災証明書に代えることができます。なお、津波で地区ごと建物が流されてしまった場合には、写真がなくても窓口でご相談に応じます。

☆住民票

住民票がなくても、口答質問等により本人と確認できれば、その場で住民票を交付します。

☆預金通帳の写し

預金通帳の写しがなくても、お持ちの口座の金融機関・支店名、口座番号をお伝えいただければ、預金通帳の写しに代えることができます。なお、口座番号がわからない場合は、口座番号を確認したり、新たな口座を開設するため、金融機関にご相談願います。

【お問い合わせ先】

詳細については被災時にお住まいのあった市町村の担当窓口までお尋ねください。

3 住宅に関する情報

(1) 避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施します。

お問い合わせは、避難前に居住していた市町村窓口までお願いします。

※ 4月27日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村

市町村名	電話番号	区分	募集期間
福島市	024-525-3757	借上げ住宅	4月7日~4月末日
富岡町	024-946-8813	借上げ住宅	4月6日~
	024-946-8815	応急仮設住宅	4月25日~5月25日 (500戸(郡山市・三春町))
南相馬市	024-23-7635, 7637 7638, 7642	応急仮設住宅	4月15日~5月6日
浪江町	090-1710-8468, 8436 090-6064-2853, 2875, 3785 090-6603-2023, 2280, 2349, 2438, 2591	応急仮設住宅 借上げ住宅 県営住宅	4月18日~30日
葛尾村	0242-83-0271	応急仮設住宅 借上げ住宅	4月20日~28日
郡山市	024-924-2631 080-5949-7750, 7751, 7752	借上げ住宅	4月19日~5月10日

最新情報については、県HP

(<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/oshirase.html>)

をご覧ください。

※ なお、募集が終了している市町村は以下のとおりです。

伊達市・桑折町・国見町・白河市・西郷村・矢吹町・相馬市・新地町・いわき市

住宅対策に係る「相談窓口」は下記のとおりです。

● 相談窓口専用ダイヤル

☎024-521-7698

☎024-521-7867

【受付時間：8時30分から20時00分まで】

(2) 被災住宅の補強・修繕の無料相談窓口を開設しています。

お問い合わせは、避難前に居住していた以下の市町村窓口までお願いします。

相馬市 ☎0244-37-2178

(毎週木曜日に市役所分庁舎2階で建築士が相談に応じます。)

新地町 ☎0244-62-2113

(毎週月・水曜日に役場都市計画課で建築士が相談に応じます。)

4 資金貸付制度等

生活福祉資金について

生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付制度のご案内です。

○ 貸付限度額

当座の生活資金として1世帯につき1回限り原則10万円以内
(4人以上の世帯である場合などには20万円以内。)

県外に避難されている方は、避難先の市町村社会福祉協議会が受付窓口です。

【お問い合わせ先】

- 福島県社会福祉協議会 生活福祉資金担当 ☎024-523-1250
- 福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

〈参考〉被災者の方の預金引き出し方法について

預金通帳（証書）、印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくても、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。詳しい内容は、取引先金融機関にお問い合わせください。

〈参考〉災害地域生保契約照会制度について（生命保険協会）

生命保険協会では、今回の地震により被災された方が、加入していた生命保険会社がわからず保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険会社に契約有無の調査依頼を行っております。

【お問い合わせ先】

- 災害地域生保契約照会センター ☎0120-001-731

【受付時間：9時00分から17時00分（月～金（祝日除く））】

福島県奨学資金について

福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められる人を対象に奨学資金を貸与しています。

特に、主たる家計支持者の失職、破産、死亡などによる家計急変（火災、風水害、震災等の災害も含みます。）のため、経済的に就学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、緊急採用募集を随時実施しています。

- 貸与月額 国公立：自宅通学 18,000円、自宅外通学 23,000円
私立：自宅通学 30,000円、自宅外通学 35,000円

- 貸与期間 採用年度における1年間（ただし、状況が改善しない場合は、翌年度1年間に限り延長可能）

○ 利 子 無利子

○ 応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

在学している学校 または
福島県教育庁学習指導課

☎024-521-3364

☎024-521-3368

母子寡婦福祉貸付金について

母子、寡婦家庭の方に、経済的自立とお子さまの福祉を進めるために、生活資金として、県又は郡山市・いわき市から貸付けを受けられる資金です。

○ 対象者 母子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性。

20歳未満の父母のない児童

寡婦福祉資金：母子家庭で子どもが成人した母親など

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、避難前に居住していた市町村を管轄する保健福祉事務所までお願いします。

● 県北保健福祉事務所	☎024-534-4118
伊達福祉相談コーナー	☎024-582-2211
安達福祉相談コーナー	☎0243-22-1128
● 県中保健福祉事務所	☎0248-75-7809
田村福祉相談コーナー	☎0247-62-2654
石川福祉相談コーナー	☎0247-26-2123
● 県南保健福祉事務所	☎0248-22-5647
東白川福祉相談コーナー	☎0247-33-2225
● 会津保健福祉事務所	☎0242-29-5278
耶麻福祉相談コーナー	☎0241-24-5747
両沼福祉相談コーナー	☎0242-83-2115
● 南会津保健福祉事務所	☎0241-63-0305
● 相双保健福祉事務所	☎0244-26-1134
富岡福祉相談コーナー	☎0240-22-5125

災害復興住宅融資について

独立行政法人住宅金融支援機構では、地震、台風、豪雨などにより、被災された方へ被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けています。

また、同機構融資を返済中の方に対する返済金の払込みの猶予等についての相談も応じています。

【お問い合わせ先】

- 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎0120-086-353
(災害専用ダイヤル)

【受付時間：9時00分から17時00分（土日含む）】

農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)について

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等の緊急に必要とする営農資金を融通いたします。

- 貸与限度額 個人300万円、法人・団体500万円
- 利子 無利子
- 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）
- 償還方法 元金均等年賦又は一括償還とする。
- 取扱金融期間 県内各農協

【お問い合わせ先】

- 福島県農林水産部金融共済室 ☎024-521-7346

原発被災事業者への支援制度創設について

県では、原子力発電所事故で甚大な影響を被った事業者を支援するための、新たな支援制度を創設することとしました。

具体的な制度設計について現在、国と協議中ですので、受付開始時期等、詳細につきましては、あらためてお知らせいたします。

- 支援制度の概要
 - (1) 対象者 「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に事業所を有し、移転を余儀なくされる中小企業等
 - (2) 資金使途 県内の移転先において事業を維持するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
 - (3) 貸付条件 無利子、原則無担保、貸付期間最大20年

【お問い合わせ先】

- 福島県金融課 ☎024-534-0928

義援金配分のお知らせ

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県へ寄せられた義援金（県義援金）を配分いたします。

申請先は各市町村になります。申請の手続については、各市町村へお問い合わせください。

申請対象及び配分額

被災時に福島県内市町村に居住しており、東日本大震災により下表の申請区分に該当した場合、被災時に居住していた市町村へ申請することができます。

※なお、申請内容について、各市町村が確認、認定を行います。

申請区分	対象	申請できる方	国義援金	県義援金
(1) 死亡者	○被災地において生活していた事実が、住民登録、外国人登録、運転免許証、家屋の賃貸借契約書等により証明され、かつ今回の震災によって死亡した事実が、埋葬許可書、死亡診断書、住民票除票等により証明されれば、支給されます。	原則、直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫及び祖父母)	1人当たり 35万円	
(2) 行方不明者	○原則として震災後3月間その生死がわからない場合には、その者は、今回の震災によって死亡したものと推定し、支給されます。			
(3) 東日本大震災により住家が全壊（焼）した世帯	○今回の震災により、生活の本拠としていた住家が全壊（焼）した世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） ○平成23年3月11日現在の世帯での判断となります。 ○生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 ○全壊（焼）の認定は、り災証明書と同じ基準で各市町村が行います。	住家に居住していた世帯の者 (原則、世帯主)	1世帯当たり 35万円	1世帯当たり 5万円
(4) 東日本大震災により住家が半壊（焼）した世帯	○今回の震災により、生活の本拠としていた住家が半壊（焼）した世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） ○平成23年3月11日現在の世帯での判断となります。 ○生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 ○半壊（焼）の認定は、り災証明書と同じ基準で各市町村が行います。		1世帯当たり 18万円	1世帯当たり 5万円
(5) 東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内及び計画的避難区域にある世帯	○今回の震災により、東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内の区域及び計画的避難区域に生活の本拠としていた住家がある世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） ○平成23年3月11日現在の世帯での判断となります。 ○生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 ○対象区域の認定は、各市町村が行います。		1世帯当たり 35万円	1世帯当たり 5万円

※ 住宅被害(3)、(4)と原発関係(5)については、重複しての支給はできません。

※ (1)～(2)と(3)～(5)は、重複しての支給が可能です。

【お問い合わせ先】

- 各市町村 別紙市町村問い合わせ先一覧をご覧ください。
- 福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	(24 時間対応)
被災者を対象とした 無料法律相談窓口	0120-366-1211 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522	日弁連 (10 時～15 時 : 平日) 県弁護士会 (14 時～16 時 : 平日)
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792 0120-926-404 (4 月 28 日から) 0120-995-002 (4 月 27 日まで)	東京電力福島地域支援室 福島原子力補償相談室 (コールセンター)
医療・福祉に関する相談 【受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで (土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343	精神保健福祉センター (9 時～17 時 : 平日) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、8 機関 8 時 30 分～17 時 15 分 : 平日) 福島いのちの電話 (10 時～22 時 : 土日含む)
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826	女性のための相談支援センター (9 時～21 時) NPO 法人全国女性シェルターネ ット(24 時間対応)

生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
教育に関する相談	024-523-1710 024-523-1720	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250 024-521-7322	県社会福祉協議会 社会福祉課
県税に関する相談	024-521-7728 024-521-7729	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター
公害(水・大気・土壌)に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
地震に関する悪質商法の相談	0120-214-888	国民生活センター(10時～16時)
応急危険度判定から 復旧までの相談	024-521-4033 024-932-3627 0242-39-0058 0246-29-2355	県建築士事務所協会
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部
行方不明者・警察安全相談	0120-510-186	福島県警察本部
経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで】		
総合受付	080-2807-7017	団体支援課
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-525-4019 024-534-0928	金融課
労働に関する相談	024-535-7348 0120-610-145 0120-536-088	雇用労政課 福島労働局被災者ホットライン (9時～16時)
就職に関する相談	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター
工業製品の残留放射能	024-959-1739	ハイテクプラザ
農産物に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
モニタリング	024-521-7351 024-521-7489	農産物安全流通課
消費	024-521-7245	食品生活衛生課
生産(作付)	024-521-7344 024-521-7336	研究技術室
農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課(24時間対応)
国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
国管理道路(R4, 6, 13, 49)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路(3桁国道、県道)	024-521-7869	土木企画課

市町村問い合わせ先一覧 (4月27日現在)

方部	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	方部	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相 双 管 内	南相馬市	0244-22-2111 福島市役所内出張所(4/26開設) 024-531-9311・9312	県 南 管 内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町 ※	0242-56-2155		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	024-946- 8813・8815 3379・3380		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731 ~ 4739		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
県 北 管 内	福島市	024-535-1111	会 津 管 内	磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
県 中 管 内	郡山市	024-924-7111	南 会 津 管 内	下郷町	0241-69-1122
	須賀川市	0248-75-1111		檜枝岐村	0241-75-2311
	田村市	0247-81-2111		只見町	0241-82-5050
	鏡石町	0248-62-2111		南会津町	0241-62-6100
	天栄村	0248-82-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	石川町	0247-26-2111	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社 屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	玉川村	0247-57-3101	檜葉町	会津美里町本郷庁舎内(会津美里町字北川原41)	
	平田村	0247-55-3111	富岡町	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)	
	浅川町	0247-36-4121	川内村	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	三春町	0247-62-2111	双葉町	旧騎西高校(埼玉県加須市騎西598-1)	
	小野町	0247-72-2111	浪江町	二本松市役所東和支所内(二本松市針道字蔵下22)	
			葛尾村	旧福島地方務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)	